

資 料 目 録

国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（第1回）
平成25年10月30日（水）
16：00～18：00

- 資料1 国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（第1回）出席者名簿 …… 1
- 資料2 「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について」及び「同懇談会運営要領」（平成25年9月24日法務大臣決定） …… 3
- 資料3 「国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について」及び「同分科会運営要領」（平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会決定） …… 7
- 資料4 法曹養成制度検討会議取りまとめ（抜粋） …… 11
- 資料5－1 法曹養成制度改革の推進について〈概要〉 …… 17
- 資料5－2 法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定） …… 19
- 資料6 法曹養成制度改革推進会議の開催について（平成25年9月17日閣議決定） …… 23
- 資料7 法曹養成制度の検討体制 …… 25
- 資料8 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（イメージ） …… 27
- 資料9 法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策等について …… 29
- 資料10－1 中央省庁等の任期付公務員の状況（日弁連・「弁護士白書2013年版」掲載予定資料） …… 41
- 資料10－2 任期付職員法に基づく採用情報（人事院） …… 45
- 資料11 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員（日弁連） …… 47

資料12	法曹有資格者を常勤職員として採用している地方公共団体……49 (日弁連)
資料13	弁護士の被災自治体派遣等について ……51
資料14	福祉施設における法曹有資格者への期待 ……59
資料15-1	条例づくり・レビュー研究会プロジェクト(案) ……61
資料15-2	全国版行政連携構想(案) ……63
別冊	大阪弁護士会行政連携センター関連資料
別冊	「大阪弁護士会が行政のみなさんのためにできること 行政連携お品書き(大阪弁護士会行政連携センター)」(パンフレット)
別冊	「行政連携のお品書き 弁護士とともにいろいろな問題をサポートします(福岡県弁護士会)」(パンフレット)

国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の
活動領域の拡大に関する分科会（第1回）出席者名簿

（平成25年10月30日）

社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事	田 島 良 昭（座長）
全国市長会評議員，明石市長	泉 房 穂
早稲田大学政治経済学学術院教授	北 川 正 恭
中央大学大学院法務研究科教授	大 貫 裕 之
内閣官房	
法曹養成制度改革推進室参事官	中 西 一 裕
法曹養成制度改革推進室参事官補佐	佐 熊 真紀子
法務省	
大臣官房司法法制部司法法制課長	松 本 裕
大臣官房司法法制部参事官	鈴 木 昭 洋
大臣官房司法法制部付	遠 藤 圭一郎
日本司法支援センター	
総務部長	竹 中 理比古
常勤弁護士総合企画部常勤弁護士総合企画課長	小 島 達 朗
日本弁護士連合会	
事務次長	鈴 木 啓 文
若手法曹センター副本部長，	谷 垣 岳 人
若手法曹センター公務員任用支援PT副座長，	岸 本 佳 浩
大阪弁護士会行政連携センター事務局長	
日弁連法務研究財団「地方行政における法曹有資格者の活用に関する研究会」幹事	幸 田 雅 治
中央大学大学院公共政策研究科教授，弁護士	

オブザーバー

人事院

総務省

文部科学省

厚生労働省

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について

〔平成 25 年 9 月 24 日〕
〔法 務 大 臣 決 定〕

「法曹養成制度改革の推進について」（平成 25 年 7 月 16 日法曹養成制度関係閣僚会議決定）第 2 を踏まえ、法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討するため、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）を設け、その運営に関して以下のように定める。

- 1 有識者懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 有識者懇談会は、法曹養成制度検討会議取りまとめ第 1 の内容を踏まえつつ検討を行う。
- 3 有識者懇談会は、必要に応じて、内閣官房法曹養成制度改革推進室に対し、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組状況等について報告する。
- 4 有識者懇談会の設置期間は、平成 27 年 7 月 15 日までとする。
- 5 有識者懇談会の庶務は、内閣官房及び日本弁護士連合会との緊密な連携の下で法務省が処理する。

以 上

別 紙

座長

大 島 正太郎 元WTO上級委員会委員，株式会社国際経済研究所理事長，
東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

構成員

泉 房 穂 全国市長会評議員，明石市長
岡 野 貞 彦 公益社団法人経済同友会常務理事
田 島 良 昭 社会福祉法人南高愛隣会理事長

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会運営要領

〔平成 25 年 9 月 24 日〕
〔法 務 大 臣 決 定〕

- 1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）は、座長が招集する。
- 2 座長は、議事を整理する。
- 3 座長は、座長代理を指名する。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 4 有識者懇談会の会議は報道機関に公開し、会議資料及び議事録は会議終了後速やかに、法務省のウェブサイトにおいて公開する。ただし、座長は、公開することが相当でないと認めるときは、これらを非公開とすることができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、有識者懇談会の運営に関する事項は、座長が定める。

以 上

国・地方自治体・福祉等の分野における
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について

〔平成25年10月11日〕
法曹有資格者の活動領域の拡大に
関する有識者懇談会決定

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）における議論を充実させるため、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下「分科会」という。）を設置し、その運営に関して以下のように定める。

- 1 分科会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 分科会は、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施するとともに、それらの取組状況を分析・検討し、有識者懇談会に報告する。
- 3 分科会は、日本司法支援センターに関する取組のうち、常勤弁護士の積極的な活用については、既存の協議の枠組を有効に活用するとの観点から、「スタッフ弁護士に関する三者協議」との適切な連携を図る。
- 4 分科会は、法務省及び日本弁護士連合会が共催する。

以上

別紙

(座長)

田島良昭 社会福祉法人南高愛隣会理事長

(構成員)

泉房穂 全国市長会評議員，明石市長

北川正恭 早稲田大学政治経済学術院教授

大貫裕之 中央大学大学院法務研究科教授

内閣官房

法務省

日本司法支援センター

日本弁護士連合会

(オブザーバー)

人事院

総務省

文部科学省

厚生労働省

国・地方自治体・福祉等の分野における
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会運営要領

〔平成25年10月11日〕
法曹有資格者の活動領域の拡大に
関する有識者懇談会決定

- 1 国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下「分科会」という。）は、座長が招集する。
- 2 座長は、分科会の議事を整理する。
- 3 座長は、座長代理を指名することができる。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 4 前3項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項は、分科会の座長が定める。

以上

**法曹養成制度検討会議取りまとめ
(抜粋)**

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

- 法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ、更なる拡大を図るため、第4で述べる新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に分科会を置くべきである。

各分科会は、各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について、後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し、次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は、分科会の議論等をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第4で述べる新たな検討体制においては、有識者会議から、各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い、活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。
- 企業内の法曹有資格者は、企業にとって、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士とは異なる役割・有用性が認められる。前記有識者会議の下で、企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体が連携して、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知、企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革に向けた取組などを積極的に行うことが重要である。
- 国家公務員については、これまで法曹有資格者を採用してきたところ、新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設しており、今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。また、国会関係機関においても、法曹有資格者の積極的な活用が期待される。
- 地方分権改革や情報公開制度の浸透、住民の権利意識の変化等に伴い、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性が認められることから、前記有識者会議の下で、「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体等が連携して、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組等を積極的に行うことが重要である。また、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓や弁護士過疎・偏在の解消に積極的に取り組むことが重要である。
- 法テラスの常勤弁護士の活動を通じ、福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓をなお一層図る必要がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必要である。
- 刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用で

あるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

- 日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、前記有識者会議の下で、「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体等の連携の下、公的分野におけるものも含め、日本の弁護士の海外展開を促進する。また、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。

- ・ 司法制度改革審議会意見書では、「法の支配」を全国あまねく実現するため、弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに、弁護士が、公的機関、企業、国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された。

- ・ これまでの取組を通じ、法曹有資格者の新しい分野における活動が広がりつつあり、各分野について法曹有資格者の必要性や活躍の可能性は概ね認められるが、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることから、更なる拡大を図るため、第4で述べる新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に、後述の意見交換会等を活用するなどして、分科会を置くべきである。

各分科会は、各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について、後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し、次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は、分科会の議論をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第4で述べる新たな検討体制においては、有識者会議から、各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い、活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。

- ・ 企業分野では、企業における法曹有資格者の採用者数がここ数年急増している。企業において、企業法務の役割の重要性の拡大を背景として、法曹養成課程を通じて一定の専門的能力を有し、社内事情に精通する法曹有資格者を社内に置くことにより、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士と異なる法曹有資格者の役割・有用性が認められている結果であると考えられる。もっとも、法曹有資格者の有用性についての企業側の認識や、企業で勤務する意義についての法曹有資格者側の認識は、いずれも十分でないことから、今後、前記有識者会議の下で、企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体が連携しながら、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知や法曹有資格者等の意識改革などに向けた取組を積極

的に行うことが重要である。

- ・ 国家公務員の分野では、これまで、国家公務員採用試験や任期付職員制度等により、法曹有資格者を採用してきた。また、平成24年度から実施されている新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設した。今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。また、国会関係機関においても、法曹有資格者の積極的な活用が期待される。
- ・ 地方自治体の分野では、少しずつ法曹有資格者の採用が増えてはいるものの、まだ多いとはいえない。地方分権改革に伴い、地域の実情に応じた独自の政策・条例の制定などに当たり法的な観点からの検討を行う政策法務の役割が重要となっていることや、情報公開制度の浸透・住民の権利意識の変化に伴い、自治体の業務において法的な対応が必要となる場面が増え、法曹有資格者が自治体内に存在することによって、業務の適正化・迅速化を図ることができることなど、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性は認められる。もっとも、その必要性・有用性についての理解は必ずしも浸透しておらず、更なる拡大のためには、前記有識者会議の下で、「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体の連携の下、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組のほか、複数の自治体が共同で法曹有資格者を採用する方法の検討や、自治体が法曹有資格者を採用しやすくするための配慮の検討、地方自治体の理解を得て法科大学院生のエクスターンシップを積極的に実施するなど、法曹有資格者の採用を促進する方策を積極的に進めていくことが重要である。そして、弁護士過疎・偏在対策の問題がある一定の規模の自治体地域内における法的ニーズに応えるために、日本弁護士連合会と日本司法支援センター（法テラス）が連携して、弁護士過疎・偏在の解消に取り組むことが重要である。また、例えば、学校教育を支援する部署、児童虐待対応などを行う部署においては、法曹有資格者を配置することによって適正かつ迅速な業務の遂行が特に期待できることから、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。
- ・ 福祉分野など法的ニーズがありながら、必ずしも一般の弁護士の手が届きにくい分野においては、法テラスの常勤弁護士を活用することにより、弁護士の関与が必要な活動領域の開拓をなお一層進めることも有益である。また、常勤弁護士は、災害の被災者に対する法律相談実施など公益性の高いサービスを組織的かつ迅速に実施し得る存在である。これらの要請に応えるため、常勤弁護士の所要の態勢の確保が求められる。
- ・ 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議）でも言及されているように、刑務所出所者等の円滑な社会復帰・自立更生には弁護士による法的支援が必要かつ有益であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

- ・ 日本経済のグローバル化が進む中、日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう、日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、前記有識者会議の下で、「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体等の連携の下、上記の役割を果たすことに対する日本企業のニーズやこれに応える具体的方法、課題等を検討しつつ、公的分野におけるものも含め、日本の弁護士の海外展開を促進し、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。
- ・ 法科大学院においては、学生が上記のような分野に関心を持ち、幅広い知識を得ることができるよう、エクスターンシップ等の取組を充実させるほか、第3の5で述べるように、法曹有資格者に先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供するなど、法曹有資格者の活動領域拡大に向けた積極的な取組を行うべきである。

法曹養成制度改革の推進について〈概要〉

平成25年7月16日

項目	担当	事項	期限		
法曹有資格者の活動領域の在り方	第2 法務省/ 閣僚会議	閣僚会議の下に各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。			
今後の法曹人口の在り方	第3 閣僚会議	あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討するため法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を公表	2年以内		
法曹養成課程における経済的支援	第4 1 (最高裁)	可能な限り、第67期司法修習生から、移転料の支給、集合修習期間中の入寮、兼業許可の運用緩和の実施を期待	速やかに		
	文科省	(中教審の審議を速やかに開始) 中教審の審議を踏まえ、公的支援の見直し強化策など、入学定員の削減方策を検討・結論	→ 実施	[結論] 1年以内 [実施] 2年以内	
		閣僚会議	文科省の結論を踏まえ、裁判官及び検察官等の教員派遣見直し方策を検討・結論	↓	[結論] 1年以内
	法務省/ (最高裁)		実施/ (実施を期待)	[実施] 2年以内	
	閣僚会議	文科省等による施策の進展状況等を見つ、法的措置の具体的な制度の在り方について検討・結論		2年以内	
	法科大学院	(2) 文科省	法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院について行う必要な支援を検討・結論	→ 実施	[結論] 1年以内 [実施] 2年以内
		(3) 文科省	(中教審の審議を速やかに開始) 中教審の審議を踏まえ、「共通到達度確認試験(仮称)」の導入について、基本設計・実施を検討		2年以内
	閣僚会議		文科省の検討を踏まえて、「共通到達度確認試験(仮称)」について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、制度設計・実施の検討	文科省:その後実施準備→	2年以内 (5年以内に試行開始目標)
	(4) 文科省	法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入の検討・実施準備		1年以内	
	司法試験	第4 3 (1) 法務省	受験回数制限の緩和(5年以内5回まで)及び短答式試験科目限定(憲法・民法・刑法)について、司法試験法の改正案の立案作業、国会提出		1年以内
(2) 閣僚会議		論文式の試験科目の削減について検討し、結論を得る。		2年以内	
(3) 閣僚会議		予備試験の在り方を検討し、結論を得る。		2年以内	
(4) (法務省司法試験委員会)		司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方について、検討体制を整備することを期待		2年以内	
司法修習	第4 4 (最高裁)	司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことを期待		2年以内	
	閣僚会議	上記最高裁の検討状況等を踏まえつつ、司法修習の更なる充実に向けた司法修習の在り方について検討		2年以内	

法曹養成制度の在り方

法曹養成制度改革の推進について

平成25年7月16日
法曹養成制度関係閣僚会議決定

はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期を示すものである。

第1 今後の検討体制

内閣に閣僚会議で構成する会議体（以下「閣僚会議」という。）を設置し、その下に事務局を置いて、以下に述べる施策の実施をフォローアップするとともに、2年以内を目途に課題の検討を行うこととすべきである。

また、法曹養成制度改革・改善を進めていくに当たっては、政府のみでなく、最高裁判所及び日本弁護士連合会も一体となって取り組んでいく必要があることに鑑み、より良い法曹養成制度を実現するため、最高裁判所において、必要な施策を検討・実施することを期待するとともに、日本弁護士連合会においても、必要な取組を積極的に行うことを期待する。

第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

第3 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。

閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を2年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。

第4 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成課程における経済的支援について

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生（平成25年11月修習開始）から、次の措置を実施することが期待される。

- (1) 分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する（実務修習地に関する希望の有無を問わない。）。
- (2) 集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。
- (3) 司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来への運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

2 法科大学院について

- (1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

- (2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。
- (3) 文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、こ

れを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験（仮称）」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施についての検討を2年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、5年以内に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行う。

- (4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を1年以内に検討し、実施準備を行う。

3 司法試験について

- (1) 法務省において、司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を1年以内に提出する。
- (2) 閣僚会議の下で、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、2年以内に結論を得る。
- (3) 閣僚会議の下で、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、2年以内に結論を得る。
- (4) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

4 司法修習について

最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが期待される。

また、閣僚会議の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、2年以内に結論を得る。

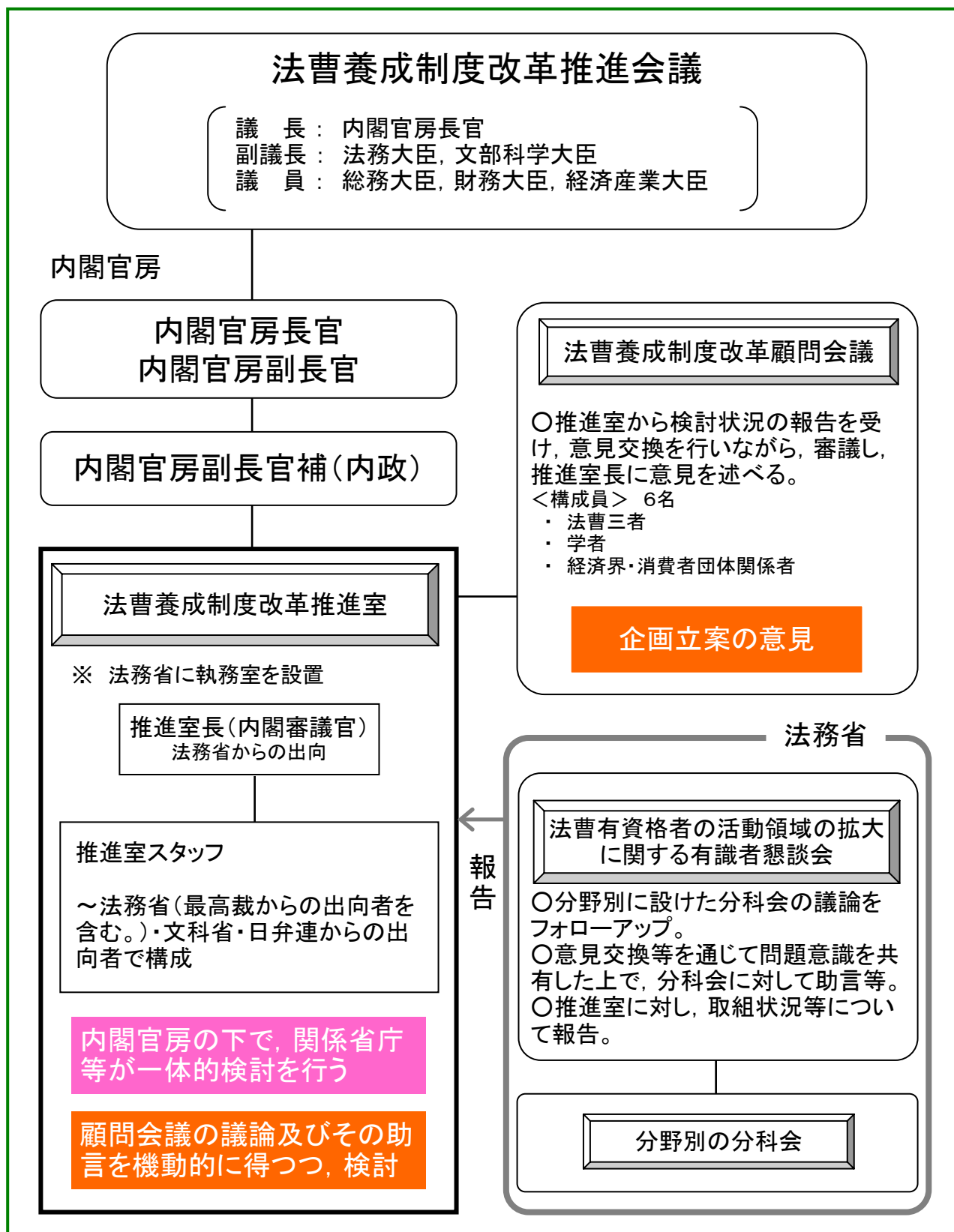
法曹養成制度改革推進会議の開催について

平成25年9月17日
閣議決定

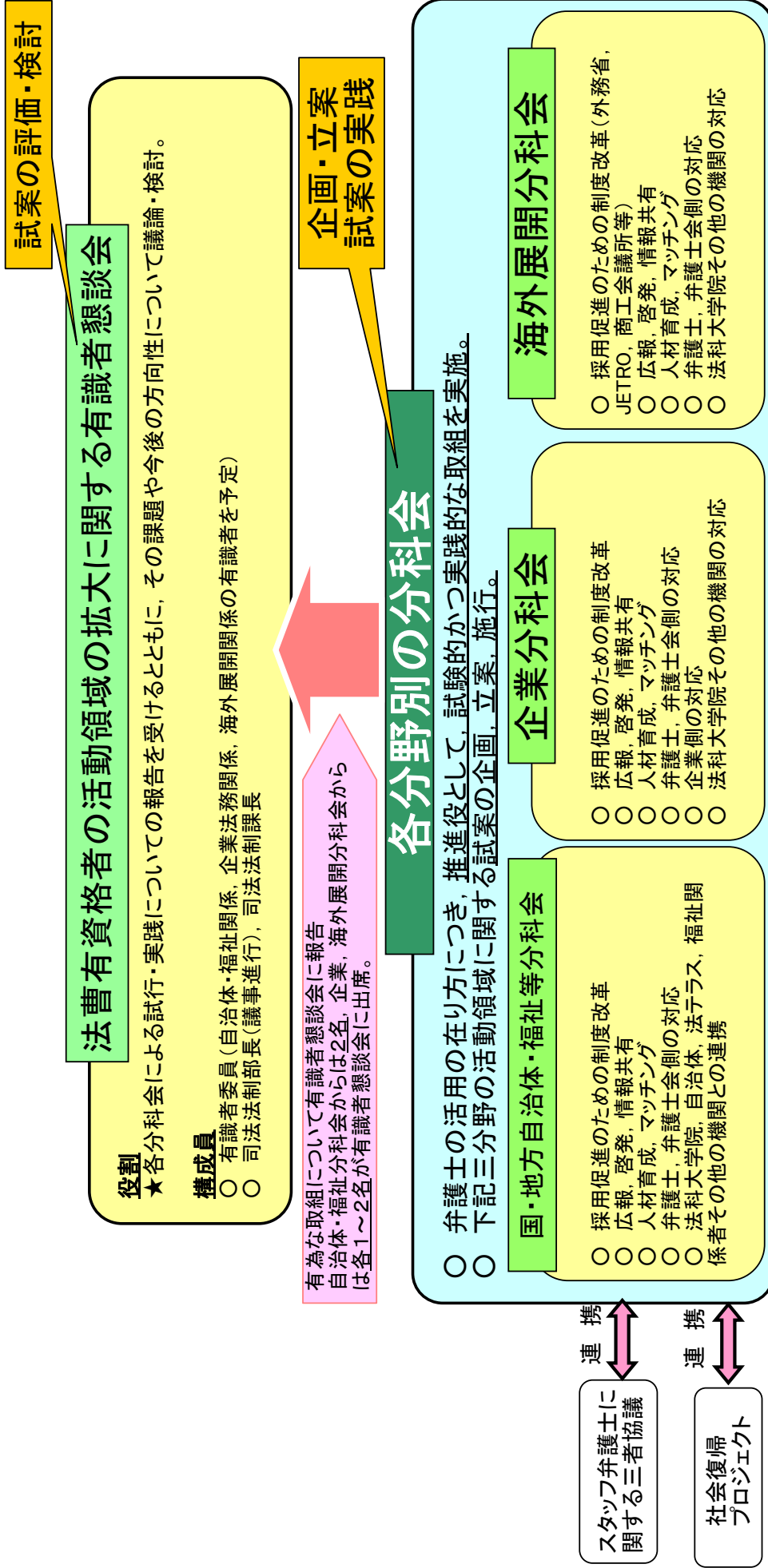
- 1 「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）を踏まえ、法曹養成制度改革を総合的かつ強力に実行するため、法曹養成制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
- 2 推進会議の構成員は、次のとおりとする。

議長	内閣官房長官
副議長	法務大臣及び文部科学大臣
議員	総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣
- 3 法曹養成制度改革の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について検討し、意見を求めるため、推進会議の下に、法曹養成制度改革顧問会議（以下「顧問会議」という。）を開催する。
- 4 推進会議の庶務は、法務省、文部科学省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 この閣議決定は、平成27年7月15日限り、その効力を失う。
- 6 前各項に定めるもののほか、推進会議及び顧問会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

法曹養成制度改革の検討体制



法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（イメージ）



法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策等について

1 弁護士・法テラス常勤弁護士派遣プロジェクト型スキーム

(1) 地方自治体の職員として派遣

- ・ 特に被災地自治体での採用（これまでに福島県相馬市・同県浪江町，宮城県気仙沼市・同県東松島市に法テラス常勤弁護士，岩手県山田町，宮城県石巻市に一般弁護士派遣の実績あり）を拡大すべく，10月からキャラバン実施予定

(2) 国・地方自治体に研修員として派遣

- ・ 法務省司法法制部（H25.5～H25.12），伊豆市（H24.12～H25.9）で法テラス常勤弁護士（スタッフ弁護士）の研修受入れ実績あり
- ・ 今後，上記の他にも研修受入れ省庁・自治体を更に拡大
法務省矯正局・保護局，その他の省庁
伊豆三自治体（伊豆市・伊豆の国市・函南町）合同

(3) 福祉関係団体における研修等

- ・ 社会福祉法人南高愛隣会（H25.1～H25.3），社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団（H25.1～H25.6）でスタッフ弁護士の研修受入れ実績あり
- ・ 今後，上記2団体の他にも研修の受入先等を更に拡大
社会福祉法人島根県社会福祉協議会
和歌山県地域生活定着支援センター 等

2 アウトリーチによる法的需要発掘スキーム

(1) 司法ソーシャルワーク試行プロジェクト（別紙1）

- ・ 法テラス東京法律事務所等において試行
- ・ 高齢者・障がい者等が抱えている潜在的法律問題の発見・解決

(2) 伊豆三自治体プロジェクト（別紙2）

- ・ 伊豆の三自治体（伊豆市・伊豆の国市・函南町）に研修派遣されたスタッフ弁護士及び法テラス沼津所属のスタッフ弁護士が、地域の機関・団体等と連携して地域の法的需要を発掘

3 新たな領域等への積極展開スキーム

(1) 法曹有資格者の海外派遣プロジェクト（別紙3）

- ・ 日本企業・邦人支援の方策，国際訟務案件に関する情報の調査・研究のため，法曹有資格者を東南アジア諸国に派遣（平成26年度予算要求中）
- ・ 海外展開支援総合協議会（別紙4）との連携

(2) 企業採用促進スキーム（別紙5）

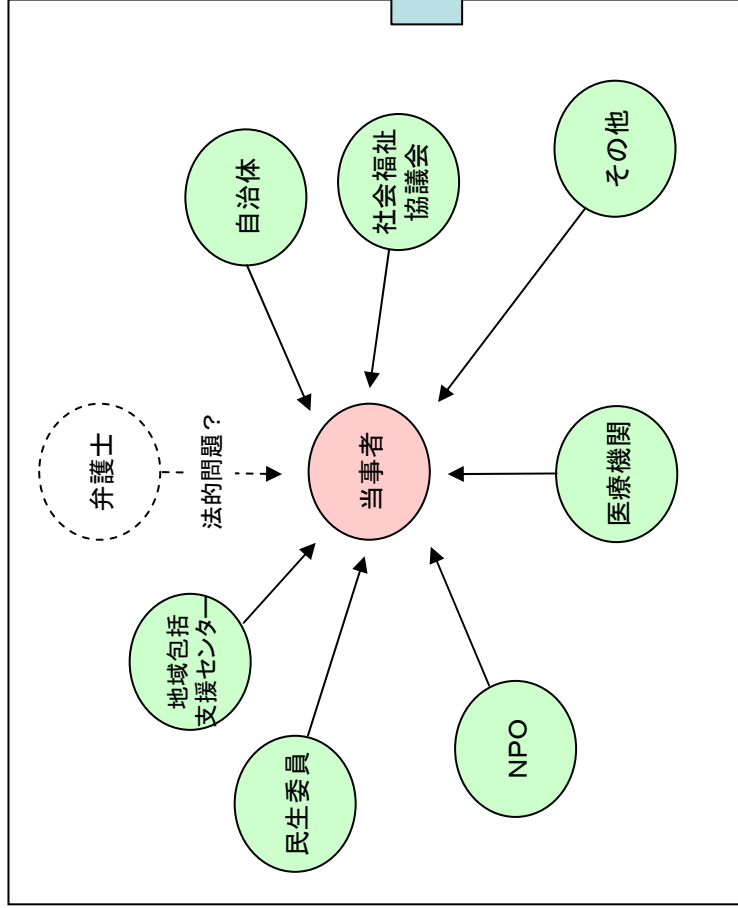
- ・ 企業内で弁護士を活用するための新たな養成形態

法テラスにおける司法ソーシャルワーク試行プロジェクト

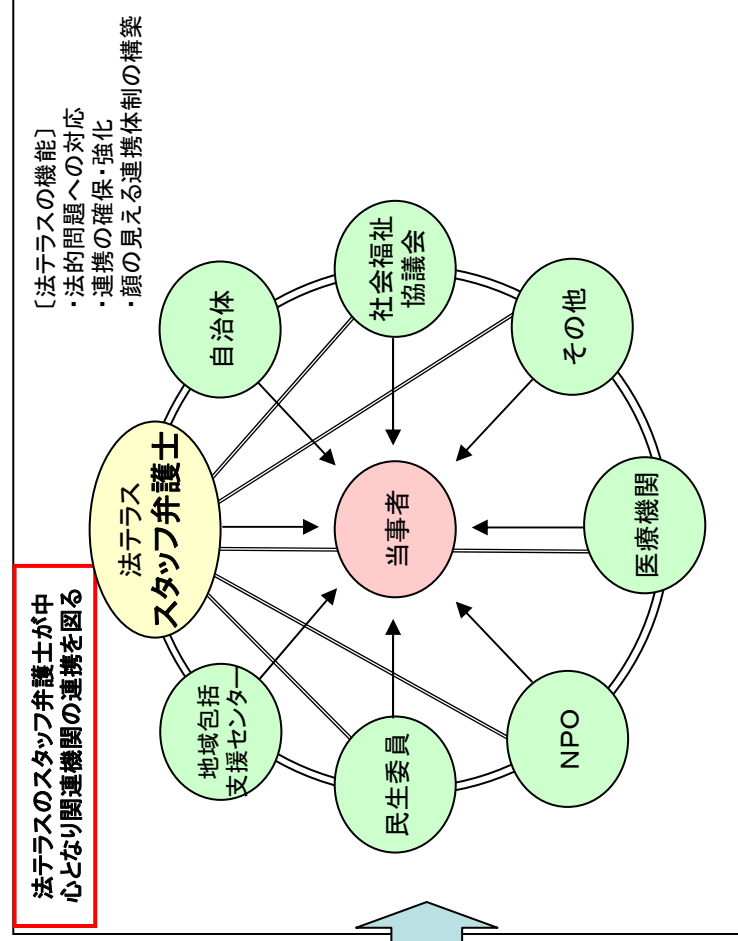
〔司法ソーシャルワーク：自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等に対し，法テラスと関連機関等の連携の下で支援〕

- ・ 福祉機関等との連携を強化し，これらの機関から情報を得るなどして，被援助者にアウトリーチ
- ・ 法的分野の問題点（成年後見，悪質商法被害等）については弁護士，福祉分野の問題点（生活保護申請手続等）については福祉担当者がそれぞれ担当
- ・ 全体として被援助者が社会内で自立して生活するための包括的な援助を提供

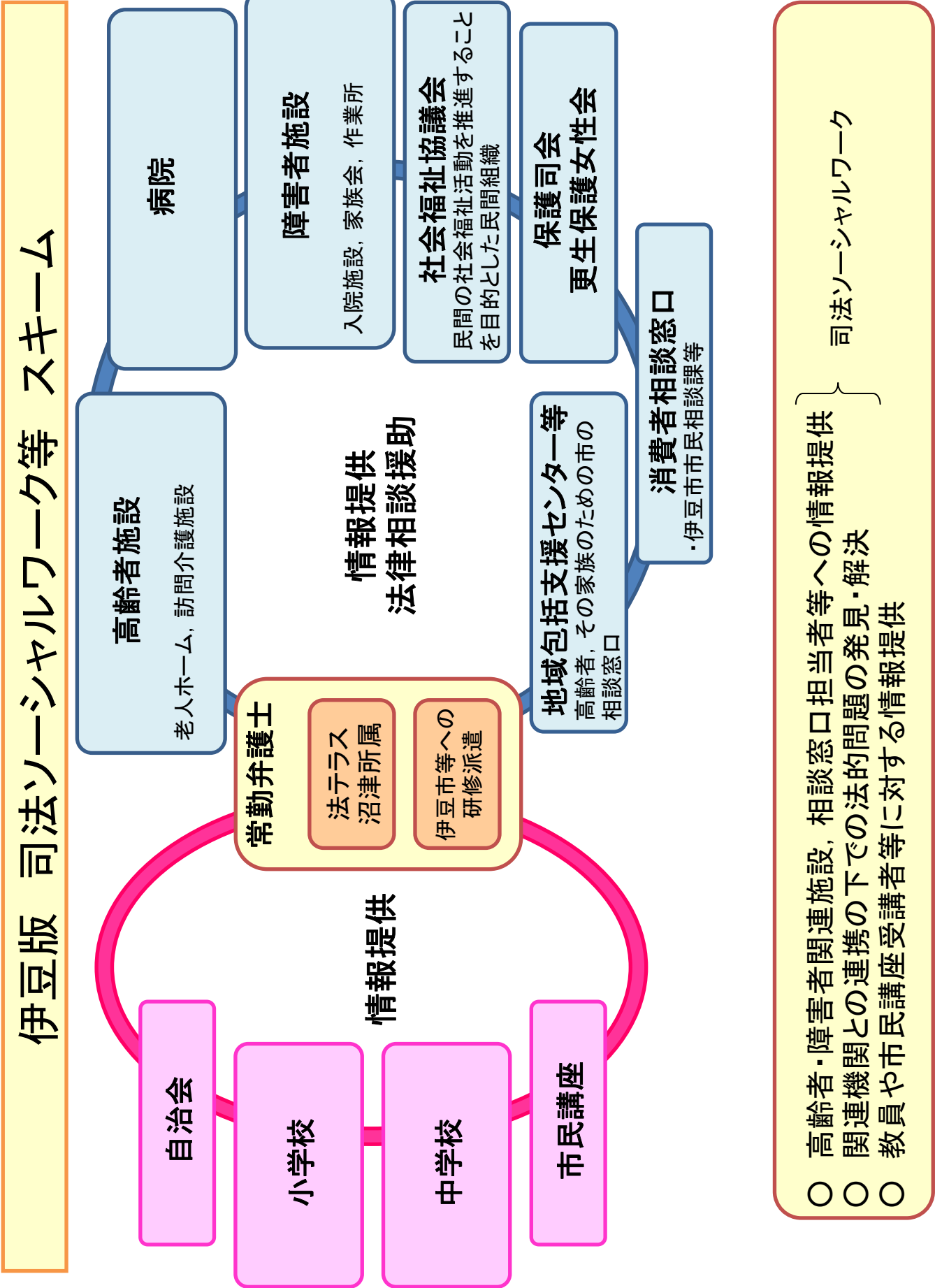
従来の支援・連携のイメージ



司法ソーシャルワークによる支援・連携のイメージ



- スタッフ弁護士が担い手
→ 全国で均質なサービスの提供可能
報酬化にならない事件への対応も可能
関連機関との関係構築・連携にも習熟



グローバル化

国際的な法的問題発生リスク増

現状：これらの問題に対応可能な我が国法曹が極めて少ない

- 外国における訴訟で不当な不利益
- 現地規制の違反による制裁
- 欧米や現地の法律家に依存
(意思疎通, 国益, 日本の事情の理解などの問題)
- 一般在外邦人のアクセス窓口不足

社会インフラとしての司法制度
= 政府として対応する必要性

- 海外の日本企業・在外邦人を支援
- 法律家へのより容易なアクセス
- 国益に即した国際訟務案件への対応

その他の試行案

日弁連による中小企業の海外展開支援スキーム 等

海外展開を促進する方策を検討するための調査研究

- 平成26年度に法曹有資格者を東南アジア諸国に派遣予定(予算要求中)
- 従事させる調査活動
 - 法的サービスの有効活用のための方策の調査・実践
 - ニーズに即した法律専門家へのアクセスのあり方の考察・実践
 - 国際訟務案件の資料・情報の収集
 - 外国における外弁規制のあり方の検討
- 想定される報告内容
 - 1 日本企業・邦人の支援
(現地の法制度, 日本企業・邦人の活動分野, 直面しやすいリスク, 過去の事例等)
 - 現地の状況
我が国法曹への需要
支援のために我が国法曹が現地でなし得る活動
効果的な支援を行うために必要な基盤
 - 分析結果
 - 2 国際訟務案件
過去の事案の調査・検討

海外展開総合支援協議会 開催要領

平成24年11月20日

1 目的

我が国の経済社会のグローバル化に対応するため、日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう、個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等における我が国の法的サービス・人的資源の有効活用の在り方について、法律事務所、企業、政府等の間で情報交換及び検討を行い、その協力関係を一層強化することを目的とする。

2 検討課題

- (1) 日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開を促進し、その維持発展を支えるための方策について、以下の事項に関する情報交換や検討を通じ、法律事務所、企業、政府等の関係強化
 - ア ビジネスサポートの在り方
 - イ 国際的な貿易・投資ルールの活用・策定
 - ウ その他
- (2) 弁護士・法律事務所の海外展開の促進の在り方の検討
- (3) 専門的知見を有する弁護士の育成の在り方の検討

3 参加機関・団体等

別紙のとおり

4 庶務

法務省の協力を得て、法律事務所により構成する海外業務研究会において処理する。

(別紙)

参 加 機 関・団 体 等

日本弁護士連合会

海外業務研究会

(シテューワ法律事務所, 森・濱田松本法律事務所, アンダーソン・毛利・友常法律事務所, 西村あさひ法律事務所, 長島・大野・常松法律事務所, TMI 法律事務所, 弁護士法人大江橋法律事務所)

その他の法律事務所

(渥美坂井法律事務所・外国法共同事業, 牛島総合法律事務所)

日本経済団体連合会

日本商工会議所

法務省・法務総合研究所

外務省

(オブザーバー)

最高検察庁国際分野専門委員会

経済産業省

独立行政法人日本貿易振興機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構

以 上

企業における弁護士の採用促進プラン

【法科大学院】

- モデル校となる法科大学院を選定し、日弁連の全面的なバックアップの下、企業内で活躍できる弁護士の育成を目指し、弁護士の専門性にとって不可欠な展開・先端科目等のより充実したカリキュラムを構築
- カリキュラムを修了した者のリストを日弁連で集約し、マッチングに活用
- 法科大学院における企業内弁護士の周知、企業内弁護士の魅力を高めるための教育、広報活動等

司法試験合格

マッチング機関

【入社】総合職

- 司法修習を経ずに各部署で活動
 - ～法的知識と素養の活用
 - ～法務部や顧問弁護士との連携
- 必要に応じ、司法修習を受け、終了後、弁護士登録をして社内弁護士へ。
- 弁護士法5条2項イにより企業法務経験により弁護士資格取得。(7年の期間について検討する。)
- 日弁連・弁護士会が継続研修を実施。

司法研修所入所

マッチング機関

【入社】総合職

- 司法修習終了後に総合職として入社。社員研修を経て、弁護士登録
- 採用後も日弁連・弁護士会が継続研修を実施

弁護士登録

マッチング機関

【入社】専門職

- キャリアに応じた中途採用
- 日弁連・弁護士会が継続研修

ジェネラリスト

法務スペシャリスト

ひまわりキャリアサポートオフィス

→法曹有資格者と企業を
引き合わせるマッチング機関

- ① WEBを活用した求人・求職情報の提供
- ② 企業向けの情報提供
- ③ 法曹有資格者向けの就職セミナー、キャリアカウンセリング
- ④ 法科大学院での展開・先端科目の履修を踏まえたマッチング
(企業に加え、専門性のある法律事務所へのマッチングも含む) など

◆第66期(平成25年末司法修習終了)、第67期(平成25年司法修習開始)に対応するため、平成25年中に運用を開始する。

企業等が、大手法律事務所等と対抗できる有力な活動領域となるようサポート

4. 任期付公務員の状況

任期付公務員は、中央省庁等において、専門的な知識経験又は優れた識見を有する人材を行政の外部から任期を定めて採用し、必要な場合には特別な俸給表を適用することにより適切に処遇することを可能とする制度として、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」の施行に伴い、2000年11月から導入されている。また、地方公共団体の一般職職員についても、2002年7月から、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が施行され、各自治体の条例で定めるところにより前述と同様の任期付職員の採用を可能とする制度がスタートしている。

従来弁護士は原則として報酬のある公職を兼ねることができなかった（弁護士法旧第30条第1項）ため、弁護士が資格を持ち官公庁等で働く場合は、非常勤職員もしくは弁護士登録を取消して公務員となるしかなかった。こうした中、国家公務員、地方公共団体における任期付公務員制度が導入され、その後、弁護士法第30条の改正（2004年4月1日施行）によって、弁護士が報酬のある公職を兼ねることができるようになった。具体的には、弁護士の公務就任の制限（弁護士法旧第30条第1項・第2項）が撤廃された。

下表は2013年6月1日現在、日弁連が確認している公職に従事する弁護士の勤務先省庁及び地方公共団体である（同年6月1日現在、弁護士登録をしている者のみを計上している）。この他、任期付公務員以外に、常勤職員として勤務している弁護士もいる。

〔中央省庁等〕 資料2-3-17 任期付公務員の状況(2013年6月1日現在) (単位:人)

府省名	官 職	人数 (内女性数)
内閣府	大臣官房会計課会計専門官	1
	官民競争入札等管理委員会事務局(公共サービス改革推進室併任)内閣府事務官(参事官補佐)	1
	再就職等監視委員会事務局委員長	1
	再就職等監視委員会事務局内閣府監察官	1
	計	4(1)
公正取引委員会	審判官	2
	官房総務課審決訟務室室長補佐(訟務担当)	1
	経済取引局企業結合課企業結合調査官(主査)	1
	審査局管理企画課審査専門官(主査)	1
	審査局管理企画課企画室審査専門官(主査)	1
	審査局第四審査審査専門官(主査)	1
	審査局第四審査(審査局管理企画課併任)審査専門官(主査)	1
	審査局第五審査(官房総務課審決訟務室併任)審査専門官(主査)	1
	計	9(1)
金融庁	総務企画局市場課専門官	5
	総務企画局企業開示課専門官	2
	総務企画局総務課国際室国際証券専門官	1
	総務企画局総務課審判手続室審判官	1
	総務企画局総務課課長補佐	1
	検査局総務課金融証券検査官	2
	検査局総務課金融証券検査官(総務企画局市場課専門官併任)	1
	監督局総務課課長補佐	1
	監督局保険課課長補佐	1
	証券取引等監視委員会事務局証券調査官	1
	証券取引等監視委員会事務局主任証券調査官	1
	証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課課長補佐	1
	証券取引等監視委員会事務局証券検査課専門検査官	1
	計	19(3)
総務省	総合通信基盤局電波部電波政策課専門職	1
	総合通信基盤局電波部移動通信課課長補佐	1
	総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課専門職	1
	大臣官房秘書課コンプライアンス専門官(同課コンプライアンス室室員併任)	1
計	4(1)	

消費者庁	消費者制度課課長補佐	2
	消費者制度課課長補佐(消費者契約担当)	1
	消費者制度課政策企画専門官	1
	消費者制度課企画官	1
	消費者安全課課長補佐	1
	食品表示課法令係長	1
	表示対策課景品・表示調査官	1
	総務課課長補佐(情報公開・個人情報保護・公益通報)	1
	計	9(3)
法務省	民事局総務課(民事局付)法務専門職	3
	計	3(0)
外務省	国際法局経済条約課(社会条約官室併任)外務事務官(課長補佐)	1
	計	1(0)
財務省	関東財務局法務監査官	1
	関東財務局証券取引審査官	1
	関東財務局証券検査官	1
	関東財務局管財第二部訟務課国有財産訟務官	1
	関東財務局理財部金融証券検査官	1
	東海財務局証券検査官	2
	東海財務局理財部金融証券検査官	1
	近畿財務局証券検査官	1
	近畿財務局理財部審査業務課金融証券検査官	1
計	10(3)	
国税庁	東京国税局調査第一部調査審理課国際調査審理官	2
	名古屋国税局調査部調査審理課国際調査審理官	1
	東京国税不服審判所国税審判官	3
	関東信越国税不服審判所国税審判官	1
	名古屋国税不服審判所国税審判官	2
	大阪国税不服審判所国税審判官	1
	大阪国税不服審判所神戸支所国税審判官	1
	広島国税不服審判所国税審判官	1
	広島国税不服審判所岡山支所国税審判官	1
	高松国税不服審判所国税審判官	1
計	14(6)	
経済産業省	経済産業政策局産業組織課課長補佐	2
	経済産業政策局産業組織課競争環境整備室課長補佐	1
	経済産業政策局産業人材政策担当参事官室室長補佐	1
	商務情報政策局商取引・消費経済政策課経済産業事務官	1
	商務情報政策局文化情報関連産業課課長補佐	1
	通商政策局通商機構部参事官補佐	1
計	7(0)	
資源エネルギー庁	省エネルギー・新エネルギー対策課課長補佐	1
	計	1(0)
特許庁	総務部総務課法制専門官	2
	計	2(0)
厚生労働省	大臣官房総務課訟務官	1
	計	1(0)
国土交通省	航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課空港経営改革推進室専門官	1
	計	1(0)
環境省	水・大気環境局総務課主査	1
	原子力規制委員会原子力規制庁総務課法務室室長補佐	1
	計	2(0)
衆議院法制局	参事	1
	計	1(0)
参議院法制局	参事	1
	計	1(0)
小計		89(18)

〔地方公共団体〕

自治体名	官 職	人 数
特別区人事・厚生事務組合	法務部副参事	1
	計	1(1)
宮城県	総務部私学文書課主幹(法務担当)	1
	計	1(0)
宮城県石巻市	総務部総務課法制企画官	1
	計	1(0)
宮城県東松山市	総務部総務課法務専門監	1
	計	1(0)
福島県相馬市	企画政策部参事	1
	計	1(0)
東京都町田市	総務部法制課法務担当課長	1
	計	1(1)
東京都国立市	政策経営部債権管理担当課長	1
	計	1(1)
神奈川県	政策局政策部政策法務課主幹	1
	計	1(1)
神奈川県厚木市	総務部文書法制課法務専門監	1
	計	1(0)
千葉県流山市	総務部総務課政策法務室長	1
	計	1(1)
千葉県銚子市	総務市民部総務課法務専門官	1
	計	1(0)
愛知県豊田市	総務部法務課主幹	1
	計	1(1)
三重県名張市	総務部兼市民部(選挙管理委員会事務局併任)副参事	1
	計	1(0)
三重県多気町	総務税務課副参事	1
	計	1(1)
三重県南伊勢町	総務課行政係	1
	計	1(1)
富山県富山市	職員研修所研修教授(債権管理対策課主幹兼務)	1
	計	1(0)
大阪府大阪市	行政委員会事務局監査部監査課係長	1
	計	1(0)
大阪府大阪狭山市	総務部庶務グループ主幹	1
	計	1(1)
大阪府松原市	総務部政策法務課参与	1
	計	1(0)
兵庫県明石市	総務部コンプライアンス担当課長(政策部政策室課長兼務)	1
	総務部コンプライアンス担当課長(政策部市長室課長兼務)	1
	総務部法務課主任(総務課主任兼務)(コンプライアンス担当)	1
	政策部相談担当課長	1
	政策部市民相談課主任(法務相談・オンブズマン担当)	1
	計	5(2)
和歌山県和歌山市	総務公室総務部総務課法務専門副主幹	1
	計	1(1)
広島県福山市	企画総務局総務部総務課調整員(政策担当)	1
	計	1(0)
山口県	総務部学事文書課主査	1
	計	1(0)
徳島県阿南市	企画部法令室長	1
	計	1(0)
福岡県福岡市	子ども未来局子ども総合相談センター子ども緊急支援課課長(子ども緊急支援担当)	1
	計	1(0)
福岡県古賀市	総務課政策法務係主幹	1
	計	1(0)
鹿児島県南さつま市	総務企画部総務課文書法制係政策法務専門員	1
	計	1(0)
小 計		31(12)
総合計(中央省庁等+地方公共団体)		120(30)

【注】1. 2013年6月1日現在で会員登録をしている弁護士のみ計上している。

2. ()内の数字は女性弁護士数(内数)である。

任期付職員法に基づく採用状況

任期付職員の12月31日における在職者数（暦年推移）

		在 職 者 数												
		平成 12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
合 計		0	58	123	175	348	498	620	743	917	1,032	1,024	1,089	1,140
	うち弁護士	0	10	20	36	55	59	63	73	96	105	115	139	149

任期付職員法に基づく新規採用者数

		採 用 者 数													
		累計	平成 12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
合 計		2,127	19	44	81	101	220	233	243	258	286	356	286	329	351
	うち弁護士	333	1	10	13	29	32	27	35	39	51	50	46	70	59

地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員※注①②

(2013年10月15日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	所属部署	人数(人)／ うち任期付き※注③	
東京都	総務局	7	2
	労働委員会事務局	2	2
合 計		9	4
特別区人事・厚生事務組合 (東京都23区)	法務部	3	1
町田市(東京都)	総務部法制課	1	1
逗子市(神奈川県)	総務部	1	0
厚木市(神奈川県)	総務部文書法制課	1	1
千葉県	総務部政策法務課	1	1
流山市(千葉県)	総務部総務課政策法務室兼議会事務局	1	1
栃木市(栃木県)	総務部	1	1
松原市(大阪府)	総務部政策法務課	1	1
兵庫県	企画県民部管理局文書課	1	0
田原本町(奈良県)	総務部契約検査課	1	0
和歌山市(和歌山県)	総務部総務課	1	1
明石市(兵庫県)	政策部市民相談課	2	2
	総務部総務課(コンプライアンス担当)	1	1
	総務部法務課	1	1
合 計		4	4
名張市(三重県)	総務部兼市民部併任選挙管理事務局	1	1
多気町(三重県)	総務税務課	1	1
南伊勢町(三重県)	総務課	1	1
富山市(富山県)	企画管理部職員研修所兼債権管理対策室	1	1
岡山市(岡山県)	保健福祉局障害福祉課福祉係	1	0
福岡市(福岡県)	こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課	1	1
古賀市(福岡県)	総務課政策法務係	1	1
岩手県	総務部法務学事課	1	1
宮城県	総務部私学文書課	1	1
沼田市(群馬県)	総務部総務課文書法制係	1	0
宮崎県	総務部行政経営課	1	0
福山市(広島県)	企画総務局総務部総務課	1	1
東松島市(宮城県)	総務部総務課	1	1
阿南市(徳島県)	企画部法令室	1	1
小松島市(徳島県)	総務課政策法務室	1	1
南さつま市(鹿児島県)	総務企画部総務課文書法制係	1	1
富谷町(宮城県)	総務部総務課	1	1
銚子市(千葉県)	総務市民部総務課	1	1
国立市(東京都)	政策経営部	1	1
豊田市(愛知県)	総務部法務課	2	2
山口県	総務部学事文書課	1	1
石巻市(宮城県)	総務部総務課	1	1
京都市(京都府)	監査事務局	1	0
相馬市(福島県)	企画政策部	1	1
高槻市(大阪府)	法務課	1	1
大阪市(大阪府)	行政委員会事務局監査部監査課	1	1
大阪狭山市(大阪府)	総務部庶務グループ	1	1
寝屋川市(大阪府)	総務部総務課	1	1
糸島市(福岡県)	総務部総務課	1	1
新潟県	法務文書課	1	1
浪江町(福島県)	産業・賠償対策課(法務担当)	1	1
気仙沼市(宮城県)	総務部総務課	1	1
山田町(岩手県)	用地課	1	1
三重県	総務部法務・文書課	1	1
弘前市(青森県)	法務契約課	1	1
総 計		62	48

【注】※注①. 日弁連の地方公共団体へのアンケート・独自の聞き取り等による調査により得られた、任期付職員及び任期の定めのない職員の数
 ※注②. 内訳は、弁護士登録者(38名)、採用に伴う登録取消者(13名)及び司法修習終了後の未登録者(11名)である。
 ※注③. 人数覧の右側の数値は、任期付職員の数(内数)である。

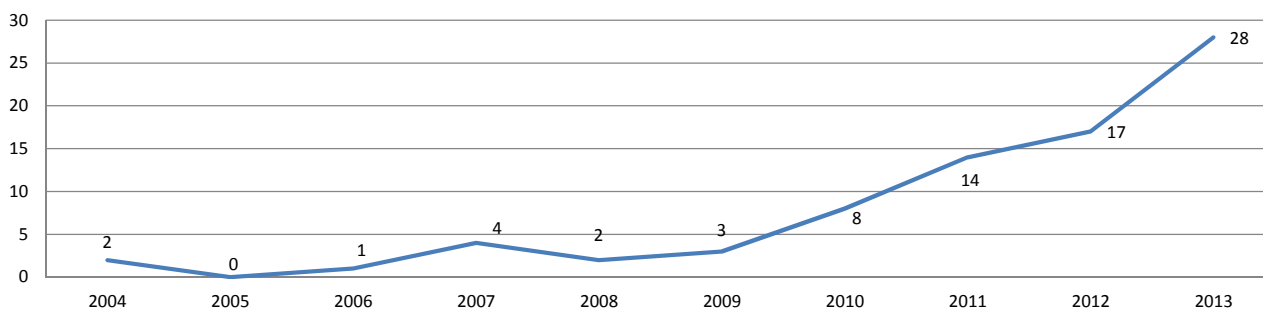
地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移※注①

(2013年10月15日現在 日弁連調べ)

年度	地方公共団体名・人数(人)	
2004	・東京都:2	2
2005		0
2006	・逗子市:1	1
2007	・東京都:2 ・兵庫県:1 ・岡山市:1	4
2008	・特別区人事・厚生事務組合:1 ・大阪市:1	2
2009	・東京都:2 ・名張市:1	3
2010	・東京都:2 ・特別区人事・厚生事務組合:2 ・町田市:1 ・神奈川県:2 ・河内長野市:1	8
2011	・東京都:2 ・流山市:1 ・名張市:1 ・松原市:1 ・名古屋市:1 ・福岡市:1 ・厚木市:1 ・栃木市:1 ・多気町:1 ・兵庫県:1 ・和歌山県:1 ・古賀市:1 ・宮崎県:1	14
2012	・東京都:3 ・特別区人事・厚生事務組合:1 ・千葉県:1 ・明石市:5 ・田原本町:1 ・南伊勢町:1 ・富山市:1 ・和歌山市:1 ・岩手県:1 ・宮城県:1 ・沼田市:1	17
2013	・東京都:1 ・京都府:1 ・福山市:1 ・小松島市:1 ・東松島市:1 ・阿南市:1 ・名張市:1 ・南さつま市:1 ・大阪狭山市:1 ・銚子市:1 ・高槻市:1 ・大阪市:1 ・国立市:1 ・豊田市:2 ・富谷町:1 ・町田市:1 ・山口県:1 ・石巻市:1 ・相馬市:1 ・新潟県:1 ・寝屋川市:1 ・糸島市:1 ・浪江町:1 ・気仙沼市:1 ・山田町:1 ・三重県:1 ・弘前市:1	28

【注】※注①. 各年度における採用人数で、任期付職員及び任期の定めのない職員の数である。

地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移



地方公共団体における法曹有資格者の今後の採用予定※注

(2013年10月15日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	状況
神奈川県	2013年度中1名採用予定(任期付)
北九州市(福岡県)	2014年1月1日1名採用予定(任期付)
鹿児島市(鹿児島県)	2014年4月1日1名採用予定(任期付)
春日井市(愛知県)	2014年4月1日1名採用予定(任期付)
鳥取県	2014年4月1日1名採用予定(任期付)
多摩市(東京都)	2014年4月1日1名採用予定(任期付)
茨木市(大阪府)	2014年4月1日1名採用予定(任期付)
福山市(広島県)	2014年4月1日1名採用予定(任期付)

【注】※ ひまわり求人求職ナビ等による日弁連を通じての募集状況。

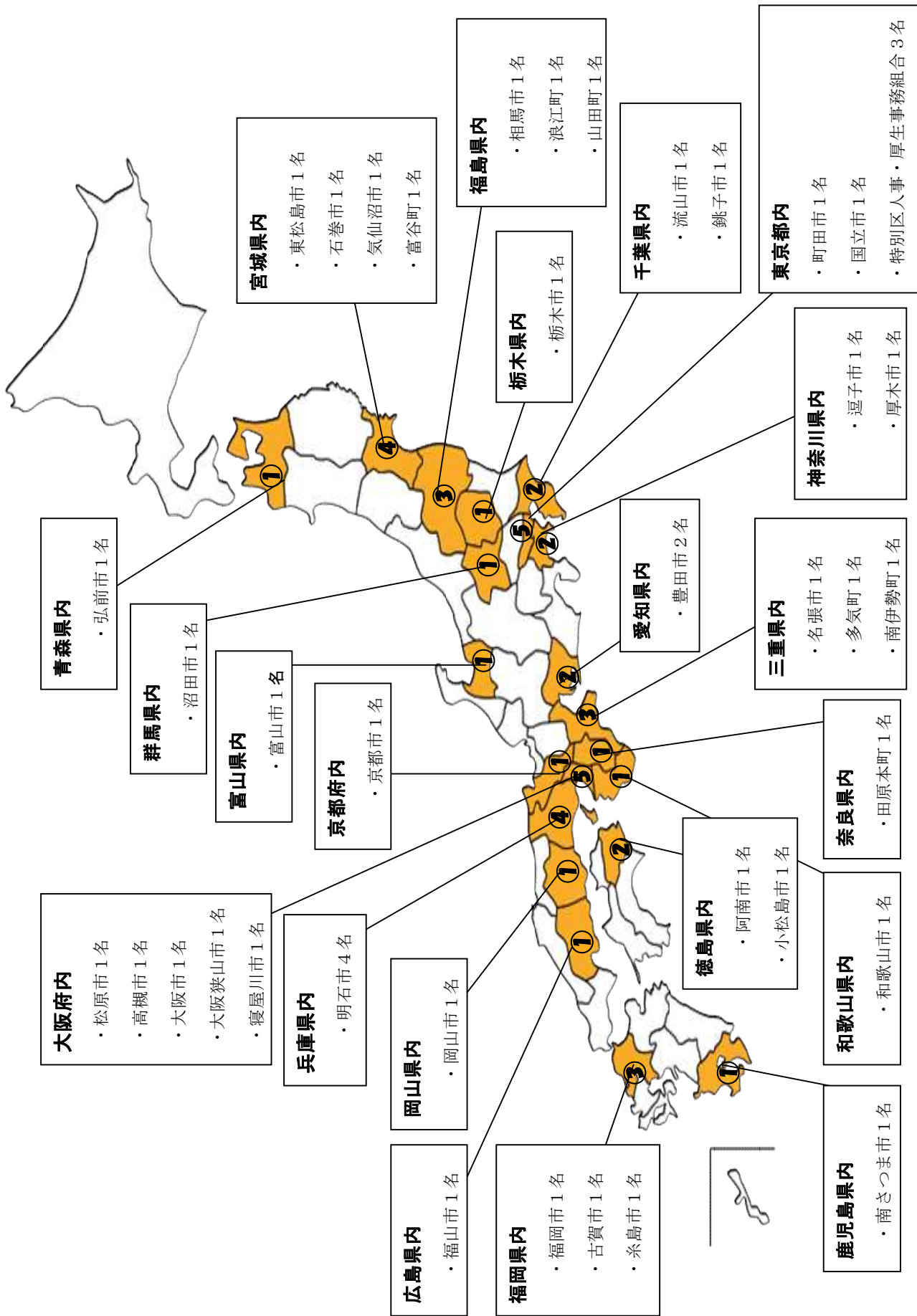
地方公共団体における法曹有資格者の任期付職員以外の採用情報※注

(2013年10月15日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	状況
池田市(大阪府)	2012年4月1日2名採用(任期付短時間勤務職員, 3年, 債権回収センターに配属)
大津市(滋賀県)	2013年4月1日1名採用(市民部いじめ対策推進室)

法曹有資格者を常勤職員として採用している市区町村

(2013年10月現在、日弁連調べ ※39市区町村(一部事務組合含む)において45名在籍(うち38名任期付職員))



弁護士の被災自治体派遣等について

第1 被災自治体において弁護士に期待される役割

被災自治体が支援として求めるもの 人の支援（特に専門家職員の不足）
復興計画策定（権利関係の調整・条例案策定・国との調整など）
集団移転に伴う諸問題（住民との合意形成，権利関係の調整など）の解決に向けたアドバイス
区画整理に伴う諸問題（住民との合意形成，権利関係の調整など）の解決に向けたアドバイス
住民から寄せられる復旧・復興をめぐるトラブル相談（相続，登記手続等）への対応（住民への情報提供や専門家への適切な誘導）
自治体職員に対する研修の実施 など

第2 対応方針

地方自治体，地元単位会，日本司法支援センター（法テラス），法務省と協議し，弁護士（法テラスの常勤弁護士を含む）を被災自治体に任期付職員として推薦する。

第3 これまでの対応

被災地沿岸部の自治体（11市町）を訪問してニーズ調査を実施し，自治体職員として弁護士を採用することに対するニーズがあることを確認した。

ニーズ調査の結果，弁護士の任用に積極的であり，日弁連に要望があった自治体に対して，弁護士を推薦することとした。

日弁連では，会員に対して被災自治体任期付職員募集の呼びかけを行い，法テラスへ人材確保の協力要請を行って，自治体に推薦する弁護士の確保を行ってきた。

また，被災自治体任期付職員バックアップチームを作って，自治体への赴任前に災害復興支援，原子力損害賠償の実務，まちづくり支援，地方自治制度の概要，インフラ整備に関する基礎知識等についての研修を実施している。

第4 方法

日弁連に対して要望のあった自治体に，弁護士を推薦し，被災自治体において任期付職員として採用する。

任期付職員の給与は，国から自治体に震災復興特別交付税の措置で対応し，自治体の負担を軽減している。

第5 実績（2013年10月1日現在）

法テラス・日弁連等が調整し、以下の自治体において採用

宮城県東松島市

期間：2年（平成25年4月～平成27年3月）

派遣対象者：法テラス佐渡・佐藤隆信弁護士（男性，36歳）
新63期（平成22年12月弁護士登録）

宮城県石巻市

期間：2年（平成25年5月1日～平成27年4月末）

派遣対象者：第二東京弁護士会・野村裕弁護士（男性，40歳）
54期（平成13年10月弁護士登録）

福島県相馬市

期間：2年10か月（平成25年6月1日～平成28年3月末）

派遣対象者：法テラス中津川・高橋厚至郎弁護士（男性，42歳）
63期（平成22年12月弁護士登録）

福島県浪江町

期間：2年（平成25年8月1日～平成27年7月末）

派遣対象者：法テラス五島・井上航弁護士（男性，34歳）
62期（平成21年12月弁護士登録）

宮城県気仙沼市

期間：2年（平成25年9月1日～平成27年8月末）

派遣対象者：法テラス山口・山本桂史弁護士（男性，36歳）
62期（平成21年9月弁護士登録）

岩手県山田町

期間：2年（平成25年9月1日～平成27年8月末）

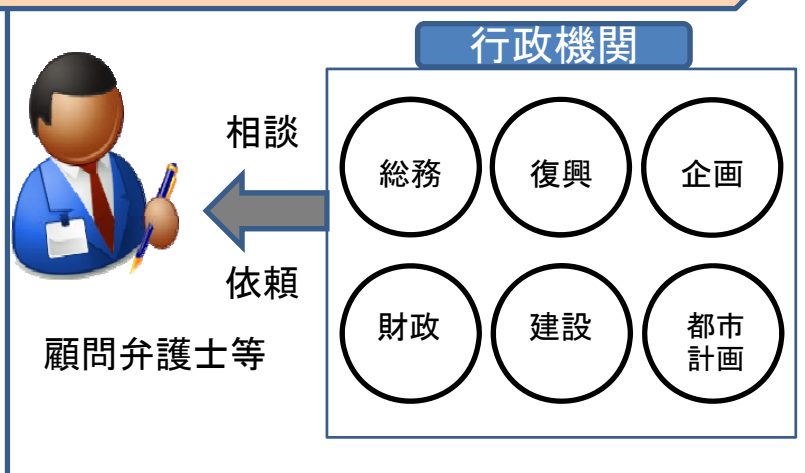
派遣対象者：第一東京弁護士会・永田毅浩弁護士（男性，36歳）
63期（平成22年8月弁護士登録）

第6 今後の対応

引き続き、被災自治体のニーズに応えられるように対応していく。また、
今後は派遣される弁護士の事前研修だけでなく、派遣後のバックアップにつ
いても継続して支援していきたい。

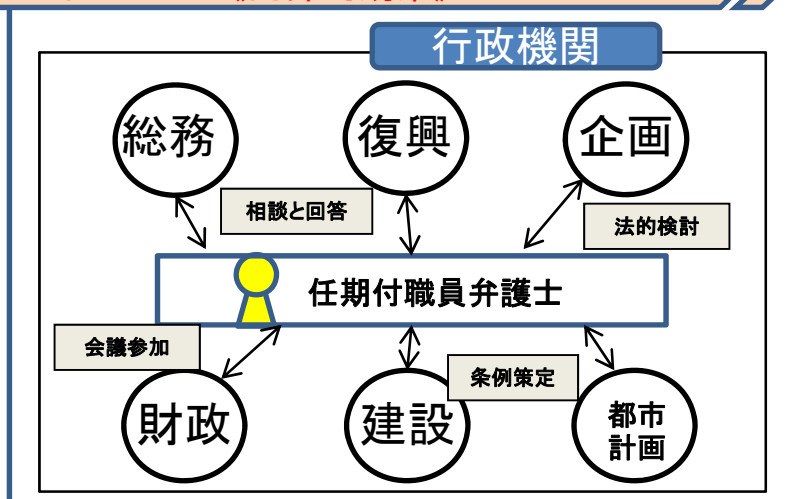
被災自治体での任期付職員の役割・効果

これまでの行政と弁護士に関わり方



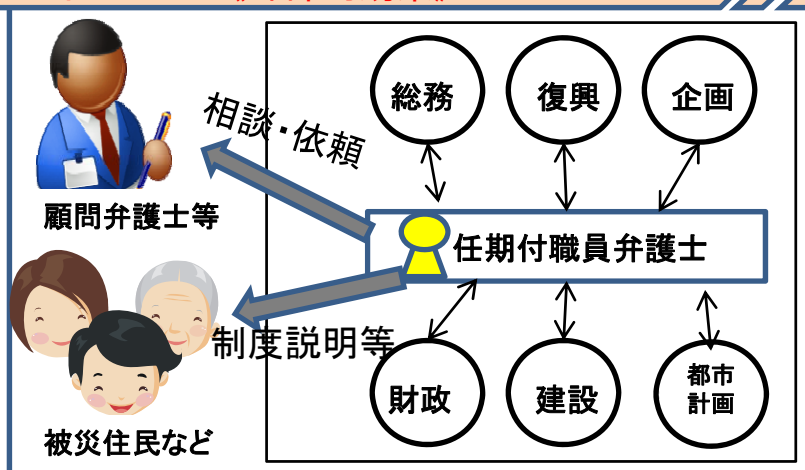
- ・細かな問題を相談するのに適さない
- ・常駐していないので、緊急、即時の相談ができない。相談時間が限られる。
- ・弁護士が必ずしも行政内部の事情に精通しているわけではない。

任期付職員として自治体に雇用された場合のイメージ1 《内部的効果》



- ・内部職員として行政内部で動くため、常時、相談とアドバイス、法的課題の検討などが可能。
- ・行政内部の事情に通じた活動ができる
- ・日常的な法律相談による職員の政策法務能力の向上。
- ・職員研修の講師などへの活用による人材育成

任期付職員として自治体に雇用された場合のイメージ2 《外部的効果》



- ・対外的な窓口になることができる
- ・法的問題点の取りまとめと検討をした上で顧問弁護士等への相談・依頼につなげる
- ・二重ローン問題・高台移転等に関する課題などについて住民説明会の担当をするなどの対応がとれる
- ・訴訟、市民法律相談などは外部の弁護士につなげる

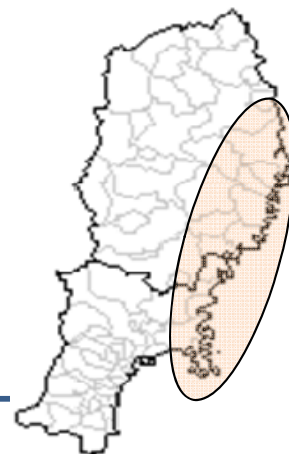
被災自治体の任期付職員として働いてみませんか

任期付職員
を検討中の
皆様

岩手県・宮城県の沿岸部の自治体では、復興に向けた事業の中で様々な法的問題を抱えており、弁護士の実験をもつ職員を必要としています。

被災自治体で任期付職員として働き、復興のお手伝いをしてみませんか。被災地の早期の復興のために、あなたの力が期待されています。

応募について関心のある方は下記のお問い合わせ先まで御連絡ください！！



被災自治体にはこんなニーズがあります！

- 復興関連の条例制定
- 高台への集団移転の用地買収
- 災害援護資金貸付事業
- 震災対応によって生じる法的問題へのアドバイス
- 土地区画整理事業へのアドバイス
- 行政職員研修の講師 など

派遣について

◆日弁連を通じて各自治体の任期付職員募集への応募

- ・採用手続、応募条件、待遇については各自治体の条例、募集形態による
- ・任期は2年～3年程度
- ・日弁連の派遣前研修等バックアップも検討中

※法テラスのスタッフ弁護士として採用後、被災地自治体へ出向するスキームもあります。任期終了後はスタッフ弁護士として法テラスで自治体業務を活かすことも可能。

→ 詳しい派遣先や応募の方法、待遇などのご相談は下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。

お問い合わせ

日本弁護士連合会

業務部 業務第一課 TEL:03-3580-9963 MAIL:staff-info@nichibenren.or.jp

沿岸部の被災自治体に弁護士を 任期付職員として派遣します

日本弁護士連合会では、東日本大震災で被害を受けた自治体の復興支援として、被災地沿岸部の自治体において弁護士資格を有した任期付職員のニーズ調査を実施し、派遣について法務省、日本司法支援センター、自治体と連携して検討してきました。

この度、宮城県石巻市、東松島市にそれぞれ1名の弁護士が任期付職員として任用されることとなりました。

任期付職員として赴任する弁護士には、高台への集団移転の用地買収や都市計画、復興関連の条例整備等、震災対応によって生じる法的問題の早期解決に向けた対応が期待されます。

当連合会では、弁護士の着任後も、被災地特有の法的課題に対処できるよう、弁護士の研修を実施する等のバックアップも実施します。

また、福島県相馬市が任期付職員を公募しているほか、上記自治体以外にもニーズを把握しており、今後も、被災自治体の支援を続けていきます。



任用予定者について

◆ 宮城県 石巻市(1名)

時期:平成25年5月頃～

任用予定者:第二東京弁護士会 会員 54期(平成13年弁護士登録)

◆ 宮城県 東松島市(1名)

時期:平成25年4月～

任用決定者:佐藤 隆信 弁護士

新潟県弁護士会 会員 新63期(平成22年弁護士登録)

報道機関各位

(司法・法曹記者クラブ(東京)、福島県政
記者クラブで投げ込みを行っています)

平成25年5月31日

日本弁護士連合会
日本司法支援センター

平成25年6月1日より

福島県相馬市に弁護士(法テラス常勤弁護士)を任期付職員として派遣

～高まる法律専門家へのニーズ・今後も各地へ派遣予定～

日本弁護士連合会・日本司法支援センター(法テラス)及び法務省は、東日本大震災で被害を受けた自治体の復興支援として、地方自治体、弁護士会と協力の上、被災地沿岸部の自治体に弁護士を任期付職員として推薦し、継続的に支援する取組を行っています。

この度、相馬市から日本弁護士連合会へ弁護士推薦の要請があり、関係機関で調整した結果、任期付職員として法テラスの常勤弁護士である高橋厚至郎を派遣することとなりました(本件は、被災自治体での人材確保を推進する総務省施策を活用)。任期は2年10ヶ月を予定しています(派遣期間中は常勤弁護士を休職します)。

相馬市で求められる役割としては、高台移転に係る土地の権利関係の問題解決、復興施策の法的妥当性や法令適合性などの検証(例:被災農地の復旧復興のため農業法人の育成や農業経営の多角化に対する法的助言等)のほか、行政運営上、発生する様々な課題に対する法的な助言等があります。

●派遣予定の弁護士の話



岐阜県では、法テラス可児(可児市)、法テラス中津川(中津川市)において、市町村、福祉機関と連携して、事件の解決にあたる機会を多く得ることができました。市民にとって、法律事務所はまだ敷居が高く、地方自治体、特に市町村こそが、市民、住民が最初に頼る場所であることを実感しています。

被災地には、今でも、様々な問題が山積していると思います。そんな中、私が、かつて大分県庁で行政官として働いてきた経験を活かすことで、今度は、市において、法律家としてのマインドをもって、問題解決にあたることができればと考えています。

高橋 厚至郎(たかはし こうじろう)

- ◆前任地:法テラス中津川(岐阜県) ◆出身地:大分県 ◆年齢:42歳 ◆配属先:相馬市役所 企画政策部
- ◆所属:岐阜県弁護士会(7月1日から第二東京弁護士会)

◆派遣実績(日本弁護士連合会・法テラス・法務省による連携)※法テラス常勤弁護士のみ

- 東松島市 佐藤 隆信弁護士(元法テラス佐渡) 平成25年4月～

☆職務内容

総務課所属。自治体内各部署の職員からの様々な相談に対応(例:福祉制度、行政契約、財産管理、個人情報保護、選挙事務等)。集団移転用地取得に関する契約・相続・登記手続に関する震災関連の相談対応。各種被災者支援制度の運用等についての法的助言等。今後、新たな条例立案や市内部の各種委員会に関わる予定。

- 原子力損害賠償紛争解決センター 林 雅子弁護士(元法テラス東京) 平成25年5月～

☆職務内容

原発ADRの調査官(仲介委員を補佐し、事実を調査、又は、当事者に対し、主張の整理補充や証拠書類等の提出を求めること等が業務)

◆今後の法テラス常勤弁護士を始めとする弁護士の派遣予定先自治体

岩手県山田町 等

〈本件に関する問い合わせ先〉 日本弁護士連合会 広報課 03-3580-9864
法テラス本部総務部広報室 050-3383-5348

報道機関各位

(司法・法曹記者クラブ（東京）、福島・宮城・岩手の各県政記者クラブで投げ込みを行っています)

平成25年7月30日
日本弁護士連合会
日本司法支援センター

被災3県の自治体へ弁護士を派遣

福島県浪江町、宮城県気仙沼市、岩手県山田町へ任期付職員として派遣

日本弁護士連合会・日本司法支援センター（法テラス）及び法務省は、東日本大震災で被害を受けた自治体の復興支援として、地方自治体、弁護士会と協力の上、被災地沿岸部の自治体に弁護士を任期付職員として派遣し、継続的に支援する取組を行っています（本件は、被災自治体での人材確保を推進する総務省施策を活用）。

今回は、日本弁護士連合会から1名、法テラスから2名の弁護士が派遣されます。

◆派遣予定の弁護士の話

福島県浪江町

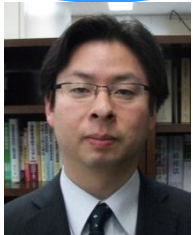


井上 航 (いのおえ わたる) (法テラスから)

- ◆派遣期間 平成25年8月1日～平成27年7月31日 ◆現任地：法テラス五島（長崎県）
- ◆配属先：産業・賠償対策課主幹（法務担当）
- ◆所属：長崎県弁護士会（8月1日から第二東京弁護士会）

浪江町では産業・賠償対策課に所属し、まずはADR手続の支援や説明等に従事する予定です。また、今後は後見制度の利用支援や財物賠償の支援などの業務が想定されています。よろしくお願いします。

宮城県気仙沼市



山本 桂史 (やまもと けいし) (法テラスから)

- ◆派遣期間 平成25年9月1日～平成27年8月31日 ◆現任地：法テラス山口（山口県）
- ◆配属先 総務課法制主幹 ◆所属：山口県弁護士会（9月1日から第二東京弁護士会）

私は、これまでの4年間山口市で弁護士として勤務しており、法曹として被災地へ直接的な支援に携わる機会がありませんでした。このたびの気仙沼市への赴任は、被災地への支援に携わる良い機会と考えております。

また、弁護士として活動する中で、一般の市民だけでなく、行政内部の方にとってもまだまだ弁護士に対して敷居が高いという意識があることを感じてきました。私が市の職員として活動することで、少しでも弁護士を身近な存在と感じていただけるようになればと考えております。

岩手県山田町



永田 毅浩 (ながた たけひろ) (日本弁護士連合会から)

- ◆派遣期間 平成25年9月1日～平成27年8月31日 ◆現任地：竹本法律事務所（東京都）
- ◆配属先：法務専門監 ◆所属：第一東京弁護士会（9月1日から岩手弁護士会）

私は、震災があった年のゴールデンウィークに仙台の避難所にて法律相談を行い、それがきっかけで被災者支援に携わるようになりました。これまで、都内避難者向けの説明会・相談会、原子力損害賠償支援機構の巡回相談業務、原子力損害賠償紛争解決センターへの申立代理業務などを通じて、被災者支援を行って参りました。

私がこれまで行ってきた被災者支援は原子力損害賠償に関するものであり、高台移転は経験がない業務になりますが、被災者支援という目標は一つです。仙台の避難所で感じたことを忘れずに、日々精一杯仕事をし参ります。

◆派遣実績（日本弁護士連合会・法テラス・法務省による連携）

- 宮城県東松島市 佐藤 隆信弁護士（元法テラス佐渡） 平成25年4月～
 - ◆職務内容 自治体内各部署の職員からの様々な相談に対応
- 原子力損害賠償紛争解決センター 林 雅子弁護士（元法テラス東京） 平成25年5月～
 - ◆職務内容 原発ADRの調査
- 宮城県石巻市 野村 裕弁護士（日本弁護士連合会から） 平成25年5月～
 - ◆職務内容 復興事業に伴う不動産権利関係の問題ほか市役所内各部署からの様々な相談に対応
- 福島県相馬市 高橋 厚至郎弁護士（元法テラス中津川） 平成25年6月～
 - ◆職務内容 高台移転に係る土地の権利関係の問題解決、復興施策の法的妥当性や法令適合性などの検証

〈本件に関する問合せ先〉

57/63
日本弁護士連合会広報課 03-3580-9864
法テラス本部総務部広報室 050-3383-5348

福祉施設における法曹有資格者への期待

第1 施設内

1. 組織面

- (1) コンプライアンス・労務管理
- (2) 障害者虐待防止法に係る体制整備（マニュアル作成、虐待との境界 etc）
- (3) 諸規則規定、利用契約書、運営規定、重要事項説明書等契約書のチェック

2. 職員

- (1) 人権・権利擁護の意識の醸成
- (2) 客観的で中立・公正な視点の浸透
- (3) 安心感・法的セーフティーネット

3. 利用者・家族

- (1) 利用者の犯罪・問題行動に係る法的解決
- (2) 利用者間のトラブルに係る法的アドバイス
- (3) 安心感・法的セーフティーネット
- (4) モデル事業の法的チェック
- (5) 生活保護申請に関する援助、親亡き子の成年後見制度、障害程度区分等への不服申立等一般的な法的サービスの享受

第2 施設外

1. 対施設近隣者

- (1) 利用者と近隣者のトラブル対応

2. 対行政

- (1) 適切な緊張関係・連携の構築（職員は対外交渉は苦手）

3. 社会

- (1) 外部有識者との連携の構築
- (2) 施設の実態について、社会一般に周知

第3 共通

1. 事態が深刻化する前に早期に対応が可能
2. 利用者の地域生活が多面化するほど、法的リスク管理の必要性は高くなる

以上

条例づくり・レビュー研究会プロジェクト(案)

事業の概要

条例案の策定や既存の条例のレビュー等を担う研究会を発足させ、地方自治体のニーズに対応する提案等を行う、法曹有資格者グループをつくる



当面期待される効果

1. 自治体のニーズに応える弁護士の法的サービスを、具体的に開拓、研究、実証
2. 弁護士による法的サービスの広報
※別紙の行政連携センターとの連携、あるいは将来的にその一機能と位置づけることも検討
3. 自治体のニーズ等に関する情報の蓄積
4. 自治体のニーズに対応する法的サービスの提供促進

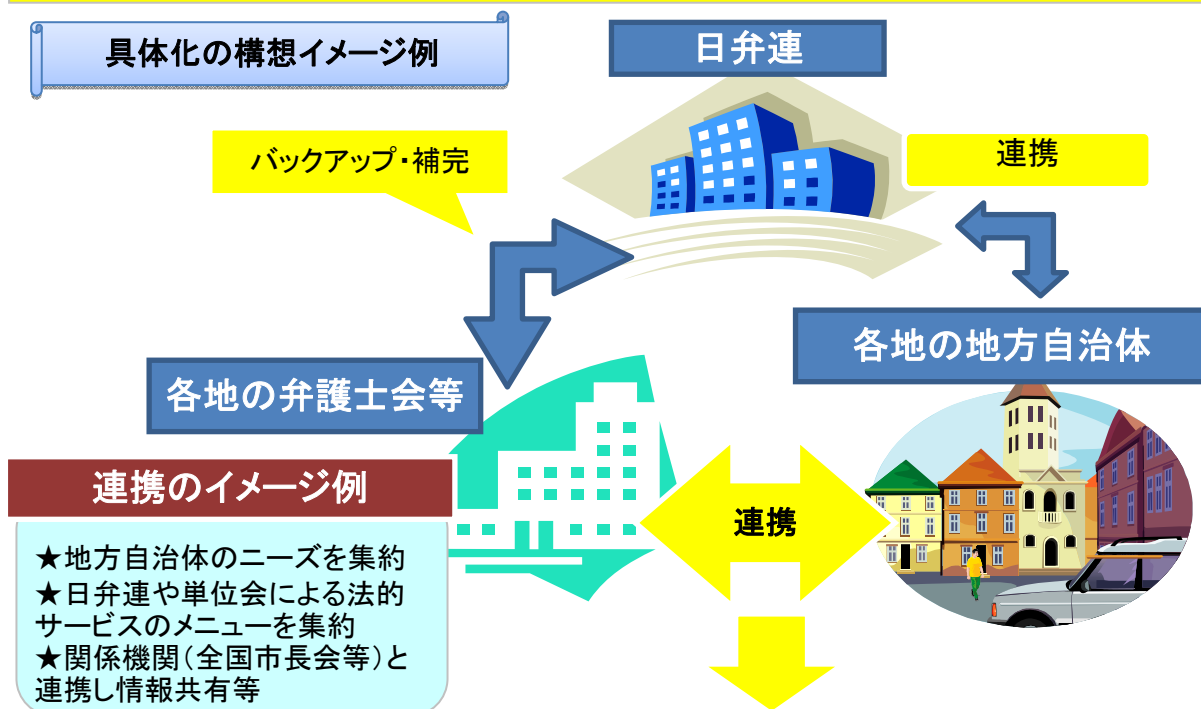
中長期的な到達目標

1. 弁護士一般の活動領域の拡充
新しい、かつ具体的な弁護士の法的サービスを開拓、研究、実証、広報することによって、自治体の中に入らない弁護士の活動領域を拡充する
2. 自治体のニーズに対応する弁護士(人材)の養成
具体的な自治体のニーズ等を蓄積することを通じて、それに対応する弁護士(人材)を養成する
3. 任期付公務員の拡充
1、2を通じて、任期付公務員の任用を促進、拡充する

全国版行政連携構想(案)

事業の概要

地方自治体の法的ニーズに対応し、法的サービスを提供する広報、情報提供、研修、弁護士と自治体のマッチング等を行う体制を、全国的に整備することを検討する



当面期待される効果

1. 弁護士会、弁護士による法的サービスの広報、情報提供
2. 自治体のニーズ等に関する情報の蓄積
3. 自治体のニーズに対応する法的サービスの提供促進
4. 弁護士会、弁護士と自治体とのマッチング促進

中長期的な到達目標

1. 弁護士一般の活動領域の拡充

センターによる広報、情報提供、マッチングを通じて、自治体の中に入らない弁護士の活動領域を拡充する

2. 自治体のニーズに対応する弁護士(人材)の養成

自治体のニーズ等を蓄積することを通じて、それに対応する弁護士(人材)を養成する

3. 任期付公務員の拡充

1、2を通じて、任期付公務員の任用を促進、拡充する